

議案第41号

つくばみらい市介護保険条例及びつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市介護保険条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年つくばみらい市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に改め、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第2条の規定による改正後のつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年6月1日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を明記するため改正するもの。

また、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免に対する財政支援の基準が示され、保険料の減免を行うことから、対象年度及び対象保険料納期限を変更するもの。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免申請の特例)</p> <p>16 第13条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免申請の特例)</p> <p>16 第13条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <hr/> <p>をいう。)の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る介護保険料の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</p>

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改正後の条例附則第16項の規定は、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の介護保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改正後の条例附則第16項の規定は、<u>令和元年度分及び令和2年度分</u>の介護保険料であって、<u>令和2年2月1日から令和3年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>